

## 奥州市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月13日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二郎  
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の実施期日

予備監査 平成28年10月24日、25日及び26日

本監査 平成28年10月27日

#### (2) 監査の対象とした部課等名

財務部

財政課、財産運用課、納税課、税務課及び各総合支所の総務企画課

#### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成28年度(平成28年4月1日から平成28年8月31日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成27年度分についても対象とした。

#### (4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
財政課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
財産運用課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
納税課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
税務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。